

# 社会保険労務士の 現場から見た職場改善ポイント



クローバー総合事務所  
特定社会保険労務士  
**山下 靖夫**

昨今の少子高齢化が今後も同様に推移すると見込まれる状況の下では、既に経験・スキルを身に付けた社員の継続雇用が、企業力維持向上の重要な要素のひとつとなってきています。

そこで今回は、職場を訪問し、働きながら子育てしやすい職場環境への改善がどのように行われているのか調べてみました。

その結果、職場における子育て支援策が行われている企業の取組のうち、特に多かった取組事例を次の通りまとめました。

## 1. 有給休暇を取りやすい環境、職場内の雰囲気づくり…コミュニケーションづくり

子育て中の社員が、仕事と子育て(保育園等の送迎、学校行事等)を両立できている職場の多くは、有給休暇を取得しやすい雰囲気があるということです。これは、社員同士の仕事以外でのふれあいがあり、コミュニケーションが図られているからということが共通の意見でした。

■労使間又は社員間のコミュニケーション力向上で休暇取得しやすい環境を作りませんか。

## 2. 就業規則による規定、社員への周知…制度利用の促進

就業規則は、労働時間・休憩時間・休暇や給与など、労使ともに重要な事項を規定した、いわゆる職場のルールブックです。子育て支援に積極的な企業は、労使で誤解が生じないように、就業規則の周知を徹底し、かつ内容説明も怠っていない企業が多いようです。

■社員に対して就業規則の内容について説明・周知を図っていますか。

## 3. 業務体制の改善…チームで仕事を担当するよう移行

特定の社員に負荷をかけて、その人がいないと業務が停滞、または停止するというケースがあります。それでは社員が「休めない」。休暇が取りやすい職場の多くは、業務をチーム化して、仕事をカバーし合える環境・仕組を作っています。

■業務量の平準化、業務内容・情報の共有化、柔軟な人員配置により、社員の協力意識を高めることで、生産性の向上を図ってみませんか。

## 4. 短時間勤務制度の延長導入…育児休業後のスムーズな職場復帰への取組

育児休業後も、小さな子どもの子育ては大変なものです。保育園への送迎も通常勤務では難しいこともあります。短時間勤務制度では、法定を上回る小学校就学前まで取得可能という企業もあり、社員の方も喜んでいました。

■法定を上回る短時間勤務制度で大切な社員の雇用維持を図りませんか。

社員は、会社にとって重要な財産です。  
上記の他にもたくさんの改善方法があります。  
社内で検討してみませんか。



# 鳥取県の支援制度紹介



## 男性の子育てしやすい企業支援奨励金

<b>対象</b>	常時雇用する従業員数が100人以下の事業主
<b>条件</b>	①(育児参加休暇) 常時雇用する男性従業員が配偶者の産前産後休業期間中に2日以上の特別休暇(有給)をした場合 [休暇単位:1時間単位取得も可能とすること] ②(育児休業) 常時雇用する男性従業員が、連続する5日以上の育児休業を新たに取得し、育児休業終了後に復帰していること (①と②併用可)
<b>支給金額</b>	①、② 各10万円
<b>その他</b>	育児休業について、育児休業取得者に対する一時金等の経済的支援制度を規定している場合は、10万円の加算
<b>申込先</b> ホームページ	鳥取県子育て王国推進局子育て応援課 TEL.0857-26-7148 <a href="http://www.pref.tottori.lg.jp/227891.htm">http://www.pref.tottori.lg.jp/227891.htm</a>

## 鳥取県家庭教育 推進協力企業制度



## 鳥取県男女共同参画 推進企業認定制度



## 支援制度

## 支援機関

<b>対象</b>	従業員が子育てしやすい職場環境や、子どもたちを健やかに育てる活動を支援する等の家庭教育支援となる取組を自主的に進める企業	<b>対象</b>	鳥取県内で就業規則を定めて事業活動を行う企業、法人、団体等
<b>協力企業の取組</b>	次の4項目のうち2つ以上に取り組んでいただく ①学校へ行こう 参観日や学校行事等に参加しやすい職場環境づくりの取組 ②仕事を語ろう、仕事を見せよう 子どもたちによる親の職場訪問や生徒の職場体験の受入等の取組 ③子どもの体験活動を広げよう 親子や家族で参加する自然体験活動や地域貢献活動等の取組 ④我が社の子育て支援を進めよう ①～③に準じた「子育て支援」に向けた取組	<b>要件</b>	審査項目の取組内容のうち、中小企業の場合は5割、大企業の場合は7割を満たすこと ①仕事と家庭の両立支援の取組 ②男女がともに働きやすい職場づくりの取組 ③男女均等な能力活用の取組 ④労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の遵守
<b>申込先</b> ホームページ	鳥取県教育委員会事務局小中学校課 TEL.0857-26-7521 <a href="http://www.pref.tottori.lg.jp/kigyo-seido/">http://www.pref.tottori.lg.jp/kigyo-seido/</a>	<b>申込先</b> ホームページ	鳥取県地域振興部男女共同参画推進課 TEL.0857-26-7792 <a href="http://www.pref.tottori.lg.jp/58198.htm">http://www.pref.tottori.lg.jp/58198.htm</a>

## 鳥取県中小企業労働相談所(みなくる)

<b>支援内容</b>	以下の支援を無料で行っています。 ①労働相談 ②社内研修への講師派遣 ③社会保険労務士による労務管理のアドバイス ④労働セミナー開催 ⑤内職求人企業募集(内職求人情報提供)
<b>問合せ先</b> ホームページ	みなくる鳥取 〒680-0847 鳥取市天神町30-5 TEL.0857-25-3000 みなくる倉吉 〒682-0804 倉吉市東昭和町286-2 TEL.0858-23-6131 みなくる米子 〒683-0067 米子市東町189-2 TEL.0859-31-8785 <a href="http://www.pref.tottori.lg.jp/minakuru/">http://www.pref.tottori.lg.jp/minakuru/</a>